

## 令和4年度第10回臨時総会 議事録

開催日時	令和5年3月30日(木) 午後2時49分～午後3時18分
開催場所	高知市本庁舎6階 618会議室
出席委員	池澤 誠    西本 統洋    植田 俊博    加藤 孝幸    廣井 千里 中島 義幸    久保田彦昭    竹内 佳代    大野 哲    中島 正根 前田 眞作    久保壽美男    川澤 一博    矢野 強    中村 富貴 <div style="text-align: right;">以上15名</div>
欠席委員	大崎 恭寿    森田 浩明    山本 和正    上田 博    以上4名
事務局	近森事務局長    永野次長    堀内係長    長澤主任    山崎主任 <div style="text-align: right;">以上5名</div>
議題	議案第1号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について 議案第2号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時49分)
議事録署名委員	議長が、竹内委員、久保委員を指名する。
議 事 議 長  堀内係長	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により、議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号 令和5年度 最適化活動の目標の設定等について、事務局から説明願います。</p> <p>議案第1号について、事務局からご説明いたします。</p> <p>令和4年2月2日付で発出された、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」において、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することが規定されたため、高知市農業委員会の令和5年度における最適化活動の目標を設定するものです。</p> <p>通知のなかで、農業委員会は、最適化活動として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進について、成果目標を設定し、また、活動目標として、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参加目標を決定し、ホームページで公表、県を通じて国へ報告することとなっております。高知市農業委員会としても、3月末までに令和5年度の目標を設定し、公表する必要があるため、お手元の案について、ご審議いただきたいと思っております。</p> <p>まず、(別紙様式1)1ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在における、統計等を基にした農業委員会の体制、農家・農地等の概要を記載しております。</p> <p>2ページからは「Ⅱ 最適化活動の目標」で、「1 最適化活動の成果目標」として、(1)農地の集積の①現状及び課題は、令和4年「耕地及び作付面積統計」に基づく管内の農地面積2,400haに対して、これまでに認定農業者、認定新規就農者等の担い手に集積された面積は571ha、集積率は23.8%となっております。課題として、「農業従事者の高齢化、土地持ち非農家の増加等による、耕作者不在の農地が発生しないよう、担い手に利用集積を図る必要があるが、担い手が少なく、集積率の向上が困難な地区が多い。」としております。</p>

堀内係長

なお、農地面積については、※1にあるとおり、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入することとなっておりますので、農地台帳上の面積との差が生じております。

次に②目標は、令和3年3月に公表された高知県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」における「効率的かつ安定的な農業経営をする者に対する農用地面積が地域の農用地面積に占める割合の目標」と同じ目標とすることとされておりますので、目標年度をおおむね10年後の令和13年度、集積率を県が示した58%とするなかで、令和5年度は当年度の新規集積面積を29ha、年度末の累計集積面積を600haとし、集積率は約1%増の25%に設定しております。

次に(2)遊休農地の解消について、①現状及び課題として、直近(令和3年度)の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は、1号遊休農地面積が170haで、そのうち草刈り等で直ちに耕作可能となる緑区分の遊休農地が54ha、重機等による耕起が必要な黄区分の遊休農地が116haとなっており、課題は「農業従事者の高齢化や担い手不足により、遊休農地の増加が懸念される。関係機関と連携を図り、発生防止・解消に向けて農地の出し手・受け手の掘り起こしに努める必要がある」としております。

②目標としましては、ア 既存遊休農地の解消のうち、a 緑区分の遊休農地の解消目標面積は、※印にあるとおり、令和3年度の緑区分の面積の5分の1を記入することとされているので目標は11ha、b 黄区分の遊休農地の解消について、方針として「利用意向調査等を基に、関係機関と連携して農地の出し手と受け手の結び付けに取り組む。」としております。

イ 新規発生遊休農地の解消の目標面積は、令和4年度に新規発生した緑区分の遊休農地面積3haを解消することとしております。

次の3ページ目は、(3)新規参入の促進で、①現状及び課題として、令和元年度から令和3年度まで、3年間の新規参入者の状況は記載のとおりで、課題は「農業従事者の高齢化が進み、地域農業の維持が深刻な課題となる中で、関係機関と連携し、将来の担い手となる新規就農者の確保と定着を支援する必要がある」としております。

②目標としては、※2にあるとおり、令和元年度から3年度まで、3年間の権利移動面積の平均70haの1割以上である7haを、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としております。

堀内係長	<p>次に「2 最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、前年度と同様、1人当たり1か月に7日を設定。(2)活動強化月間の設定目標は、移動農業委員会を開催する5～7月と2月、時期は未定だがJA高知市青壮年部との意見交換会の3回。(3)新規参入相談会への参加目標は、高知市農林水産部等が主催する相談会へ1回、委員1名以上が参加することとしております。</p> <p>なお、目標等の設定にあたり、高知県農業会議及び高知県へ報告し、適切な目標が設定されているか確認を受ける必要があります。その際に修正等の指示があった場合は、会長に確認したうえで、修正させていただきたいと考えておりますので、その点についてもご承認いただきたいと思います。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。
前田委員	<p>(別紙様式1 2ページ 「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標」「(2)遊休農地の解消」「②目標」「ア 既存遊休農地の解消」「b 黄区分の遊休農地の解消」のところは、解消目標面積は要らないですか。</p>
堀内係長	<p>この別紙様式1は国の指定している様式です。こちらに記載のある項目のみの目標設定で構わないとなっておりますので、その黄区分については解消目標面積の設定の必要はないと考えております。</p>
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案第2号について、事務局からご説明いたします。</p> <p>この「指針」は、農業委員と農地利用最適化推進委員が農地等の利用の最適化を推進するため、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」などの活動を行うに当たっての、目標や取組方法を定めたものです。農業委員・農地利用最適化推進委員の新体制となつてから、平成30年6月5日に策定し、委員の改選ごとに見直しを行うこととなつており、前回の改選後の令和3年3月8日に一度改正を行つております。</p> <p>令和5年4月1日付で農業委員会等に関する法律の一部改正が施行されることに伴い、農業委員会はこの「指針を定めなければならない」こととなりました。</p> <p>また、指針で定める事項として、「目標」「具体的な推進方法」の他に、「目標の達成状況の評価方法」が加わつたため、すでに指針を策定している農業委員会についても、3月31日までに法改正に対応した改正が求められることから、本日、議案としてご審議いただくものです。</p> <p>農業委員会法第7条第3項に「農業委員会は、第1項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」と規定されているため、3月27日・28日の各事前審査会で、農業委員も含めて事前に説明をさせていただきました。</p> <p>本日お配りしている資料は、指針の改正部分に網掛け・下線をつけたものとなっております。</p> <p>今回の主な改正部分は、まず、指針1ページ目、「第1 基本的な考え方」のなかで、最後の段落にある、単年度（年度ごと）の具体的な活動については、国の新たなガイドラインである、令和4年2月2日付けで発出された農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとすると改正いたしました。</p> <p>なお、令和5年度の「最適化活動の目標の設定等」につきましては、先ほど議案第1号としてご承認いただいたものです。</p> <p>次に、2ページ目からの、「第2 具体的な目標、推進方法」に「評価方法」が加</p>

堀内係長	<p>わかりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遊休農地の発生防止・解消について</li> <li>2 担い手への農地利用の集積・集約化について</li> <li>3 新規参入の促進について</li> </ol> <p>それぞれの目標、推進方法に、法改正で必要となった「評価の方法」を加え、(3)として、3ページには「遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する」、4ページに入って「担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する」、5ページの最後の「新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する」といたしました。</p> <p>また、1～3に共通して、「単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする」と加えております。</p> <p>なお、事前審査会でもご説明したとおり、今回は、国が示した参考例に沿って、法改正に対応して改正が必要な箇所のみ改正となっており、委員の改選後には、数値目標、推進方法等を含めた全体的な見直しを行う予定であることをご報告させていただきます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
中島（正）委員	<p>（3ページ 「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」）「(1)担い手への農地利用集積目標」のところの、「管内の農地面積」と、先ほど（議案第1号）中の「管内の農地面積」が（数値が違うので）妙によく分からないんですが。</p>
堀内係長	<p>「(最適化の推進に関する)指針」を作成したときの農地面積は、農地台帳に基づいて、作成しております。先ほども申しましたように「最適化活動の目標の設定等」の方は、「耕地及び作付面積統計」という国が全国で行う統計調査の面積を採用するように指示がきておりますので、ちょっと面積のずれが出ております。</p>
中島（正）委員	<p>ちょっとというか、大分ですが。</p>
堀内係長	<p>これは統計調査の結果になりますので、そのずれがどういう形で生じているかにつ</p>

堀内係長	いては、こちらでも把握しておりません。
中島（正）委員	目標は作っていて、両方に目標（の面積，集積率）があるが，分母がちょっとというか大分違うので，真面目に仕事する者が分からなくなりはしないだろうか。
堀内係長	先ほどもご説明しましたとおり，「最適化の推進に関する指針」は令和3年3月8日に改正をしておりますが，それより後に，令和4年2月2日付で国の方針が出ましたので，今後は，例えば委員さんの改選後に行う見直しの際に，こちらの指針の方も，作付面積統計の面積を採用するとか，そのあたりは委員の皆さんとの協議の中で決めていきたいと考えておりますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。
中島（正）委員	これから作らないといけない地域計画でも，基本は農地台帳になりますか。実際これから仕事せんといかんですので，その辺も心配しゆうがです。農地台帳を基にしないと1筆ごとの（状況）を探っていけませんわね。地域計画を作る今後のアクションがどのようなになるのかが心配で質問しました。
議長	すっきりと腹に入っていない部分がございますが，この差は本当に大きいですわね，100ヘクタールくらいありますわね。その辺のところ，もうちょっと詳しく調べるようにしたいと思ひます。 他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので，本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので，本件につきましては，議案どおり承認することといたします。 続きまして，議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について，事務

議 長	局から説明願います。
長澤主任	<p>議案第3号について、事務局からご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が、引き続き農業を営むことに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の適格者証明願が提出されております。</p> <p>議案第3号と記載しておりますものの1ページから2ページをご覧ください。案件1は、被相続人が令和4年8月に亡くなられたことにより、相続人が中央地区の1筆、757.00㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員さんと現地調査を行い、農地であることとともに適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。申請人に適格者証明書を交付したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画について、事務局から報告願います。</p>
堀内係長	— 農業経営改善計画について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご質問等はございませんか。



委員	— 意見なし —
議長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	事務局から、何か連絡事項はございませんか。
長澤主任	— 農業委員会が招集する会議等への出席者の駐車場所の変更について 連絡 —
永野次長	— 令和5年4月7日（金）の予定について 連絡 —
議長	他にございませんか。
事務局	— その他連絡事項なし —
議長	以上をもちまして、令和4年度第10回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。（午後3時18分）

以上のとおり，会議の次第を記載し，相違のないことを証するため，ここに署名する。

令和5年 5月 8日

議長 大野 哲

議事録署名委員 竹内 佳代

議事録署名委員 久保 美男

議事録作成者 長 澤 光 晃